

て、強い不安を抱いているとの主張、及び、避難先の職場や近隣では、避難者であることが判明すると詮索されたり嫌な思いをするため、避難者同士以外の交流をあえて避けているとの主張について

b1市内の空間放射線量率は上記のとおり年間1mSv前後であると認められ、100mSvを大きく下回っているものであり、避難を要する程度の住民の健康への危険が生じていたとは到底いうことができないこと、福島県の県民健康調査による外部被ばく調査の結果や県民健康調査におけるホールボディカウンターによる内部被ばくの結果、さらには実際に多数の18歳未満人口を含めてb1市内での社会生活が通常に営まれており、長男の小学校も平成23年4月上旬から再開し、避難等対象区域からの避難者も数多く居住していること等を踏まえれば、b1市内に居住し続けた場合に原告番号15の長男の健康に対し、放射線による健康被害の具体的かつ客観的な危険が生じているとはいえないから、原告番号15が主張する不安は客観的な根拠に基づかない漠然とした不安をいうにとどまるものであり、原告番号15の法的権利利益の侵害には当たらない。

また、かかるb1市の状況を踏まえれば、原告番号15が自主的避難を継続することを余儀なくされているものではないから、自主的避難先での対人関係に関して原告番号15が上記のように考えているとしても、そのことによって、原告の法的に保護された権利利益が本件事故に起因する放射線によって侵害されていると評価することはできない。

5 避難先でも、福島県産の生産物を摂取することは避けようとしているとの主張について

原告番号15は、平成23年3月13日以降、b1市より自主的避難を継続し、東京都内で生活をしており、放射性物質による汚染を懸念して、東京都内で入手できる食材を用いて料理することができない状況にはない。

6 避難元の友人知人との交流が途絶えたとの主張について

原告番号15が、避難元の友人や知人と自分から連絡とらないようにしているとしても、それは自己の判断に基づくものであり、本件事故の放射線の影響によってそうすることを余儀なくされているものではない。また、第三者との間での認識や意見、価値観の相違があり、そのことに起因して不愉快な思いや精神的苦痛を感じるとしても、そのことによって、原告の法律上保護された権利利益が侵害されたと評価できないことは当然であり、本件事故の放射線の影響と相当因果関係のある原子力損害が生じているともいえない。また、見解や認識の相違などを超えて、いじめや不当な誹謗中傷などの加害行為がある場合には、その加害者が明確に非難されるべきであり、これをもって被告東電の不法行為と評価することはできない。

7 避難元では、変わり者扱いされているとの主張について

上記6で述べたところと同じである。

8 一時帰宅した際、友人知人と顔を合わせることを極力避けているとの主張について

具体的な事情が明らかでないが、自らの行動のあり方に関するものであり、本件事故と相当因果関係のある精神的損害が基礎付けられるものではない。

9 避難先でも、避難元でも、今後は深い人間関係を築くことを諦めているとの主張について

避難先における主張については上記4、避難元における主張については上記7で述べたところと同じである。

10 長男から「帰りたい」と泣かれ、母親として苦しみ悩んだとの主張について

繰り返し述べるとおり、b1市は通常の生活を送る上で全く問題のない状況にあり、現に多数の児童を含めて市民が生活を送っているものである。そのような事情の下で、長男の意向にもかかわらず、自らの判断に基づいて東京への自主的避難を継続しているのであり、これに伴って上記のような悩みを抱くことがあったとしても、それは、本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たるといえることはできない。

11 住宅不安など先の見通しが見えない不安をずっと抱いているとの主張について

原告番号15は、本件事故によってb1市からの避難を余儀なくされているとは評価できないものであり、自らの判断に基づいて東京への自主的避難を選択し、現在も継続しているものであって、本件事故の放射線の影響によってb1市に帰還できないという客観的な状況に置かれているとはいえない。

第2 原告番号15の生活費増加分、避難交通費及び一時帰宅費用の請求（抽象的損害計算）について

1 生活費増加分

本件事故による原子力損害とはいえない上、生活費の増加額についての具体的な立証もない。

仮に、原告番号15世帯に生じた生活費の増加分が一定の合理的な範囲において本件事故による損害に当たると解されるとしても、被告東電は原告番号15に対して、生活費増加分及び避難費用に係る実費相当額を含む賠償金として合計8万円、被告東電が公表している賠償基準に基づく生活費増加分等に係る賠償金として4万円の、合計12万円を支払い済みである（本件世帯15賠償額）。

前述のとおり、b1市内において本件事故の放射線の影響により生活を継続し得ないという状況にはなく、原告番号15の長男が通っていた小学校も平成23年4月から開校している状況の下で、原告番号15が自らの判断に基づいて避難を選択し、継続しているものであることを踏まえれば、原告世帯15の東京での生活に伴う生活費の増加分が原子力損害に当たると解され得るとしても、本件事故と相当因果関係の認められる損害額は合理的な範囲に限定されるべきである。

そして、中間指針追補等に基づき被告東電が公表している賠償基準に基づく賠償額である本件世帯15の賠償額は、本件事故と相当因果関係のある損害を賠償するものとして合理的であり、これを超える原告番号15の請求には理由がない。

2 避難交通費

本件世帯15賠償額において既に賠償の対象とされており、これを超える損害を基礎付けるものではない。

3 一時帰宅費用

移動の事実及びその回数を客観的に確認することができない。また、b1市内の放射線の状況等を踏まえれば、原告番号15が、かかる交通費の支出を本件事故によって余儀なくされたとは評価できず、自己の決断の結果として生じた費用である。また、本件世帯15賠償額は、本件事故と相当因果関係のある損害を賠償するものとして合理的であるから、上記主張によっても、これを超える原告番号15の損害が基礎付けられるものではない。

第3 弁護士費用について

原告番号15に認められるべき損害額は、被告東電に対して裁判外で請求することにより支払われる賠償額と同額であり、弁護士費用を支出することの必要性・合理性があるとはいえず、本件訴訟追行の弁護士費用は、本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たらない。

一三 世帯番号16について

第1 原告番号16-1の慰謝料請求について

中間指針追補に基づき被告東電が公表している自主的避難等対象者である妊婦に対する精神的損害に生活費増加分・避難費用を含めた包括的な精神的損害に係る賠償額である40万円を支払済みであり、これを超える慰謝料請求については争う。

原告番号16-1が慰謝料を基礎付ける事情として挙げる以下の事情は、いずれも上記を超える本件事故と相当因果関係のある精神的損害を基礎付けるものではない。

1 本件事故により生まれ育った故郷であるb k市m gから避難することを余儀なくされたとの主張について

原告の事故時住所地であるb k市内の空間放射線量率は平成24年4月の時点で概ね $1\mu\text{Sv}/\text{時}$ を下回る水準で推移しており、中には上述した $0.23\mu\text{Sv}/\text{時}$ を下回る地点も散見され、実際の被ばく線量は 20mSv を遙かに下回る水準である。したがって、政府や自治体が公表しており、新聞報道や専門機関のホームページ等で情報発信がなされているとおり、避難を要する程度の住民の健康への危険が生じていたとは到底いうことができない。

原告らが東京都に避難をした当時、原告番号16-1は妊娠中であったが、厚生労働省は「避難指示や屋内退避指示が出ているエリア外で放射線がおなかの中の赤ちゃんに影響をおよぼすことは、まず、考えられません。また、国や自治体から指示がない限りは、妊娠中だからという理由で特別な対処が必要、ということはありません。」と公表しており、日本産科婦人科学会は、科学的根拠を明らかにしながら、妊娠中・授乳中女性が軽度汚染水道水を連日飲んでも、母体ならびに胎児に健康被害は起こらず、授乳を継続しても乳幼児に健康被害は起こらないと推定される旨を明らかにしている。

こうしたb k市内の空間放射線量の状況や低線量被ばくの健康影響に関する科学的知見の周知状況を踏まれば、原告らがb k市へ帰還して生活することができない状況に置かれていたと客観的に評価することはできない。また、たとえ原告番号16-1が妊婦であったことや同16-2及び同16-3が乳幼児であったことから特に強い恐怖や不安を抱いたという主観的な事情があり、それゆえに本件事故と原告らの避難について一定の範囲で相当因果関係が認められるとしても、精神的損害の賠償対象期間は原告番号16-1について平成23年12月末まで（原告番号16-1が妊娠していたのは平成23年（以下略）までであるためである。）、同16-2及び同16-3について平成24年8月末までとするのが合理的かつ相当であり、これを超えて原告らが東京での避難を引き続き継続したとしても、それは原告らが自ら判断した結果であり、これにより既払いの賠償額を超える慰謝料請求権が基礎付けられるものではない。

2 親族が近隣に居住しているという、恵まれた子育て環境が奪われたとの主張について

原告らが東京への自主的避難を選択し現在まで継続しているのは、政府の避難指示等により余儀なくされたものではなく、原告らが自ら判断した結果であり、本件事故によって上記の環境が客観的かつ不可逆的に失われたという事情も認められない。

3 本件事故当時は妊娠中であり、原告番号16-2及び同16-3も乳幼児であったことから、重大な不安を感じたとの主張について

中間指針等が定める賠償額は、一般に、子供及び妊婦については通常の人比して放射線への感受性の強さから放射線被ばくに対する不安を抱くことにも合理性があることを踏まえて決定されているのであり、原告ら主張の上記事情は十分に考慮されている。そして、被告東電は、原告らに対してかかる賠償金を支払い済みである。

4 東京における避難先となった夫のアパートはあまりに狭く、また体調を悪化させたとの主張について

原告らは政府の避難指示等により突然に着の身着のまま避難を余儀なくされたのではなく、避難をするか否か、避難をする場合に夫のアパートに避難することが適切か否かという点を含めて検討した上で避難すること及びその避難先を決定しているものであるから、本件事故によって夫のアパートに避難することを余儀なくされたとは到底いえない。

また、原告番号16-1は、避難後に熱中症や蕁麻疹に見舞われたと供述するが、かかる事実の有無を客観的に確認することはできない上、本件事故や避難生活との関連についても全く不明である。

5 避難後に橋本病に罹患したり死産したりして、その都度、放射線被ばくとの関連を感じ、ひいては自分や子どもたちの将来に対する不安をも感じて、精神的につらい状況に追い込まれているとの主張について

橋本病（慢性甲状腺炎）は、大人の10人に一人が罹患しているとも言われ、女性では男性の2倍以上にみられる疾患であるところ、原告番号16-1については本件事故に伴う放射線被ばくにより橋本病に罹患したという医師の診断はなされておらず、そもそも原告番号16-1が橋本病に罹患したという事実を示す診断書すら提出されていない。また、死産についても、そのような事実を確認できる客観的な証拠は提出されていない上、本件事故との関連も全く確認できない。

また、上記の事実起因して自分や子どもたちの将来に不安を感じるとする主張についても、客観的かつ具体的な根拠を伴わない漠然とした主観の事情に過ぎず、慰謝料の発生を基礎づけるものではない。

6 避難後の尿検査において、自分、原告番号16-2及び同16-3の尿から検出限界以上のセシウム137が検出され、子どもたちを守れなかったのではないかと後悔や苦痛を感じたとの主張について

本件事故前より、大気圏核実験の影響などによって人の尿からセシウム137が検出されていたことからすれば、平成25年10月から11月にかけて行われた尿検査においてセシウム137が検出されたとしても、それが本件事故に由来するものとは断定し得ない。原告らの尿から検出されたセシウム137の濃度は、 $0.052\sim 0.058\text{Bq}/\text{kg}$ であり、これは東京都及び隣接県で実施された一般的な検査結果の平均値である $0.053\text{Bq}/\text{kg}$ と大差はない。

原告らの尿から検出されたセシウム137の濃度が $0.06\text{Bq}/\text{kg}$ であったと単純化して考えても、これによる被ばく線量はカリウム40による自然被ばく線量のおよそ2000分の1程度に過ぎない。

かかる知見はインターネットを使用して容易に知ることができるものであるが、これに対し、原告番号16-1は不安の心理を抱いたとはいいながらも、かかる知見を知らずにいたとし、尿検査の結果を踏まえて医師に相談することもしていないというのであるから、結局のところ、原告番号16-1が主張する後悔や苦痛は、客観的かつ具体的な根拠を伴わない漠然とした主観の事情に過ぎず、慰謝料の発生を基礎づけるものではない。

7 区域外からの避難者であるという理由で世間から冷たい目で見られたりエセ避難者といった誹謗中傷を受けたりするとの主張について

原告番号16-1が実際にそのような誹謗中傷を受けたという事実を示す客観的証拠は何ら提出されていないのみならず、かかる主張の根拠となる具体的な出来事も不明である。

他人の視線や言動をどのように受け取るかについては多分に原告番号16-1の主観によるところがあり、具体的かつ客観的な事実を抜きにして原告の上記主張が法的な慰謝料の発生を基礎付けると評価することはできない。

なお、仮に第三者による誹謗中傷がなされても、被告東電において原告番号16-1の精神的苦痛につき慰謝料を支払う義務を負うものでもない。

8 まとめ

以上のとおり、既払いの賠償額を超える慰謝料の請求には理由がない。

第2 原告番号16-2ないし16-4の慰謝料請求について

原告番号16-2ないし同16-4は、本件事故による慰謝料として各3000万円を請求しているものの、かかる慰謝料を基礎付ける事情としては、とくに原告番号16-1と異なる主張をしているものとは解されない。

被告東電は、原告番号16-2ないし同16-4のそれぞれについて、中間指針追補に基づき被告東電が公表している自主的避難等対象者である子供に対する精神的損害に生活費増加分・避難費用を含めた包括的な精神的損害に係る賠償額である各48万円を支払済みであり、これを超える慰謝料請求については争う。

原告番号16-2ないし同16-4の慰謝料請求に理由がないことは上記1のとおりである。

第3 原告番号16-1の生活費増加分及び交通費の請求（抽象的損害計算）について

1 生活費増加分

本件事故による原子力損害とはいえない上、生活費の増加額についての具体的な立証もない。

仮に、原告番号16の世帯に生じた生活費の増加分が一定の合理的な範囲において本件事故による損害に当たると解されるとしても、被告東電は原告らに対して、以下のとおり生活費増加分及び避難費用に係る実費相当額を含む賠償金を支払い済みであるから、原告ら4名全体に対するかかる既払い額をもって、原告番号16-1の上記請求に対して、弁済の抗弁を主張する。

- ・原告番号16-1 64万円
- ・同16-2 72万円
- ・同16-3 同上
- ・同16-4 同上

また、ADRにおいて、被告東電は原告らに対し、和解金を支払った。このうち、避難雑費として支払った賠償額の合計は232万2000円であり、これは原告らの請求している生活費の増加分と重なり合いがあるから、同額について弁済の抗弁を主張する。

以上合計すると、原告番号16の世帯に対する生活費増加分を含む賠償額は512万2000円となる（本件世帯16賠償額）。

本件事故後におけるb k市内の客観的な危険の程度を踏まえれば、加害者に対して損害賠償義務として帰責し得る賠償対象期間にはおのずと合理的な限度があり、かかる限度を本件事故から約1年6か月後に当たる平成24年8月末までを目安とすることは合理性があり、本件世帯16賠償額を超える原告の請求には理由がない。

2 避難交通費

本件世帯16賠償額において既に賠償の対象とされており、これを超える損害を基礎付けるものではない。

第4 原告番号16-1の積極損害（個別立証・通信設備設置費用等）について

1 通信設備の設置・利用料

原告らが本件事故によってインターネットの利用を余儀なくされたということではできないし、見方を変えれば、原告らは設置・利用料を支払うことによってインターネット接続サービスを日々利用するという便益をも享受しているのであって、かかる料金をもって損害であるなどと評価する余地はない。仮にこの点を措くとしても、通信費は典型的な日常の生活費であり、その増加分は本件世帯16賠償額により賄われるものである。

2 出産費用の増加分

本件事故がなかった場合の出産費用の総額や内訳、本件事故後に実際にかかった出産費用の総額や内訳は全く明らかにされておらず、そのような追加的な費用を要したこと自体が確認できない。

また、本件事故により福島県での出産が不可能になったという客観的事情は存せず、東京都での出産は、あくまで原告番号16-1自身が出産費用の多寡をも考慮しつつ決定したものであるから、そのために出産費用が増加しても、本件事故との相当因果関係を欠くことが明らかである。

3 幼稚園への入園金

本件事故前に支払った入園金を本件事故により支出を余儀なくされた費用であると法的に評価する余地はない。むしろ、かかる入園金の支払いによって、原告番号16-1は、希望すれば原告番号16-2を当該幼稚園に入園させられるという地位にあったのであり、この地位は本件事故によっても失われていないから、入園金5万円を損害と評価することなどできない。

原告番号16-1が、事実上、返還請求を諦めたからといって、それが本件事故との相当因果関係を有する損害にあたるなどとは評価し得ない。

4 家賃

本件事故によって事故時住所地であるアパートの使用収益が不可能になったという客観的事実はなく、避難の時点で当該アパートの使用収益を完全に終えたという事実も何ら明らかにされていないから、原告らは賃料の支払いと引き換えに貸室を使用収益していたか、少なくとも使用収益し得る地位を有していたから、平成23年4月分の賃料が原子力損害にあたると評価する余地はない。

また、原告番号16-1は当時の状況を踏まえて4月分の家賃を支払うか否かを事前に判断し得たのであり、実際にも原告番号16-1は、かかる判断を経たことを窺わせる供述をしている。

それゆえ、上記家賃を支払ったことは原告番号16-1の任意の判断によるというべきであり、本件事故によって原告番号16-1が当該家賃の支払いを余儀なくされたことと評価する余地も全くない。

第5 弁護士費用

原告らに対する精神的損害、生活費の増加分及び避難費用に係る損害賠償額としては、本件世帯16賠償額をもって足りるのであり、これを超える原告らの請求にはいずれも理由がないから、本件訴訟追行の弁護士費用が、本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たるとはいうことができない。

一四 世帯番号17について

第1 原告番号17-1ないし同17-3の慰謝料請求について

中間指針追補に基づき被告東電が公表している自主的避難等対象者に対する精神的損害に生活費増加分及び避難費用を含めた包括的な精神的損害に係る賠償額の限度、すなわち原告番号17-1については8万円、原告番号17-2及び同17-3については48万円の限度では争わないが、これを超える慰謝料請求については争う。

原告番号17-1ないし同17-3が慰謝料を基礎付ける事情として挙げる以下の事情は、いずれも上記を超える本件事故と相当因果関係のある精神的損害を基礎付けるものではない。

1 放射能汚染に対する不安から避難生活を送ることにあり、避難先を転々することを余儀なくされたとの主張について

原告らの事故時住所在地であるb1市内の空間放射線量は年間1mSv前後であると認められ、100mSvを大きく下回っており、避難を要する程度の住民の健康への危険が生じていたとはいえないから、原告番号17-1ないし同17-3が、平成24年10月に東京への避難をしたのは専ら自らの選択判断に基づくものである。

したがって、原告らの慰謝料請求が基礎付けられるものではない。

2 同居していた夫及び夫の両親はb1市に残ることにあり、二重生活をせざるを得なくなったとの主張について

原告らの事故時住所在地は、政府による避難等対象区域に指定されておらず、平成23年6月の時点では、空間放射線量も年間追加被ばく線量1mSvを優に下回っている状況にあり、平成23年4月6日には原告番号17-3の通っていた小学校が再開しており、また、大多数のb1市内の18歳未満人口が自主的避難を選択していないという状況の下では、原告番号17-1ないし同17-3が、b1市内での滞在を継続できない状況に置かれていたとも評価できないから、原告番号17-1ないし同17-3がb1市に帰還後、再度の自主的な避難を行い、継続することとしたのは、結局のところ、原告番号17-1及び同人の夫の判断に基づくものである。

したがって、上記主張は、被告東電が既に支払った賠償額を超える精神的損害を基礎付ける事情に当たらない。

3 子供達への放射線の影響を考えると、b1市に子供達を連れて戻ることにはできず、帰りたくても避難生活を続けているとの主張について

原告らの事故時住所在地は、政府による避難等対象区域に指定されておらず、平成23年6月の時点では、空間放射線量も年間追加被ばく線量1mSvを優に下回っている状況にあり、平成23年4月6日には原告番号17-3の通っていた小学校が再開しており、また、大多数のb1市内の18歳未満人口が自主的避難を選択していないという状況の下では、原告番号17-2及び同17-3が、b1市内での滞在を継続できない状況に置かれていたとも評価できないから、原告番号17-1ないし同17-3がb1市に帰還後、再度の自主的な避難を行い、継続することとしたのは、結局のところ、原告番号17-1及び同人の夫の判断に基づくものである。

したがって、原告らの慰謝料請求が基礎付けられるものではない。

4 放射能で汚染されたb1市で家族そろって生活することはできず、帰りたくとも帰れない状況にあるとの主張について

原告らの事故時住所在地は、政府による避難等対象区域に指定されておらず、平成23年6月の時点では、空間放射線量も年間追加被ばく線量1mSvを優に下回っている状況にあり、平成23年4月6日には原告番号17-3の通っていた小学校が再開しており、また、大多数のb1市内の18歳未満人口が自主的避難を選択していないという状況の下では、原告番号17-1ないし同17-3が、b1市内での滞在を継続できない状況に置かれていたとも評価できないから、原告番号17-1ないし同17-3がb1市に帰還後、再度の自主的な避難を行い、継続することとしたのは、結局のところ、原告番号17-1及び同人の夫の判断に基づくものである。

したがって、放射能で汚染されたb1市で家族そろって生活することはできず、帰りたくとも帰れない状況にあると認めることはできず、上記主張によって、原告らの慰謝料請求が基礎付けられるものではない。

5 母子による避難が6年以上継続しており、家族が離散した生活を余儀なくされており、今後同居しての生活ができる見通しは立っていないとの主張について

原告らの事故時住所在地は、政府による避難等対象区域に指定されておらず、平成23年6月の時点では、空間放射線量も年間追加被ばく線量1mSvを優に下回っている状況にあり、平成23年4月6日には原告番号17-3の通っていた小学校が再開しており、また、大多数のb1市内の18歳未満人口が自主的避難を選択していないという状況の下では、原告番号17-1ないし同17-3が、b1市内での滞在を継続できない状況に置かれていたとも評価できないから、原告番号17-1ないし同17-3がb1市に帰還後、再度の自主的な避難を行い、継続することとしたのは、結局のところ、原告番号17-1及び同人の夫の判断に基づくものである。

したがって、家族が離散した生活を余儀なくされており、今後同居しての生活ができる見通しは立っていないとは認められず、上記主張によって、原告らの慰謝料請求が基礎付けられるものではない。

6 長引く避難生活が原因で、自らの故郷であるb1市の友人なども疎遠になっているとの主張について

b1市内での滞在を継続できない状況に置かれていたとも評価できず、原告番号17-1ないし同17-3がb1市に帰還後、再度の自主的な避難を行い、継続することとしたのは、結局のところ、原告番号17-1及び同人の夫の判断に基づくものである。

したがって、仮に、長引く避難生活が原因で、自らの故郷であるb1市の友人なども疎遠になっていたとしても、原告らの精神的損害が基礎付けられるものではない。

7 二重生活による経済的負担があるとの主張について

原告らは、本件事故によってb1市からの避難を余儀なくされたものとも、東京都で生活することを余儀なくされたともいえないことから、かかる損害計算に基づく二重生活による経済的な負担は本件事故と相当因果関係のある原子力損害には当たらない。原告番号17-1ないし同17-3が再度の避難により東京都での生活を選んだのは原告番号17-1及び同人の夫の判断によるものであり、そこでの生活費が上昇することをもって本件事故による原子力損害とはいえない上、二重生活による経済的な負担が生じたとの具体的な主張立証もない。

仮に原告らに二重生活による経済的な負担が生じており、二重生活による経済的な負担が一定の合理的な範囲において本件事故による損害に当たると解されるとしても、被告東電は、原告番号17-1ないし同17-3に対して、自主的避難に係る生活費増加分及び避難費用に係る実費相当額を含む賠償金を支払い済みであり、かかる賠償額は合理的であるから、二重生活による経済的な負担によって、原告らの精神的損害が基礎付けられるものではない。

8 避難中の体調不良、特に原告番号17-3の甲状腺にのう胞が見つかり「A2」と診断されており、放射線被ばくの影

響が心配されるとの主張について

そもそのう胞は、がんになることはなく、また、健康な者でも見つかることが多い良性のものであり、学童期から中高生に多く見られ、数やサイズは頻繁に変わるものである（当然消失することも通常よくあることである。）。また、原告らにのう胞が発見されたこと自体そもそも明らかではない。さらに、「A2」判定は、直ちに治療を要するものではなく、二次検査の必要もないものであるところ、そのことを原告番号17-1は認識しているとのことである。

また、原告番号17-1及び同17-2については、放射線被ばくの検査を受けており、異常はない（問題ない）との結果であり、原告番号17-3は、放射線被ばくの検査すら受けていない。原告らが感じている放射線被ばくの影響の心配は、医学的又は科学的根拠に基づくものではなく、抽象的な不安感をいうものにすぎない。加えて、原告らは、その他に避難中の体調不良（鼻血、扁桃腺肥大等）について挙げるが、いずれも本件事故に伴う放射線被ばくを原因とするものとは認められない。

したがって、原告らが挙げる放射線被ばくによる健康影響の懸念や不安については、具体的な危険に基づかない抽象的な不安感であるといわざるを得ず、原告らの精神的損害を基礎付けるものではない。

9 避難先住宅が手狭であり、共同住宅であるため、できるだけ物音をたてないように気を遣わなければならない、生活していく上でのストレスとなっているとの主張について

原告らの事故時住所は、政府による避難等対象区域に指定されておらず、平成23年6月の時点では、空間放射線量も年間追加被ばく線量1mSvを僅に下回っている状況にあり、平成23年4月6日には原告番号17-3の通っていた小学校が再開しており、また、大多数のb1市内の18歳未満人口が自主的避難を選択していないという状況の下では、原告番号17-1ないし同17-3が、b1市内での滞在を継続できない状況に置かれていたとも評価できないから、原告番号17-1ないし同17-3がb1市に帰還後、再度の自主的な避難を行い、継続することとしたのは、結局のところ、原告番号17-1及び同人の夫の判断に基づくものである。

したがって、原告らの精神的損害が基礎付けられるものではない。

第2 原告番号17-4及び同17-5の慰謝料請求について

1 原告番号17-4は、本件事故時には出生しておらず、同人が出生したのは、本件事故から2年近く経った平成25年（以下略）であり、本件事故に伴う避難をしているということとはできないから、原告番号17-4の慰謝料請求については争う。

2 原告番号17-5は、本件事故時には出生しておらず、同人が出生したのは、本件事故から2年近く経った平成25年（以下略）であり、本件事故に伴う避難をしているということとはできないから、原告番号17-5の慰謝料請求については争う。

3 原告番号17-4及び同17-5は、慰謝料を基礎付ける事情として以下の事情を主張するが、いずれも上記を超える本件事故と相当因果関係のある精神的損害を基礎付けるものではない。

(1) 5年弱父親と離れた生活を余儀なくされており、今後父親と同居して生活できる見通しはたっていないという主張について

上述したとおり、原告番号17-4及び同17-5が出生した平成25年（以下略）において、原告番号17-1や同17-4及び同17-5が、本件事故時に原告番号17-1及び訴外原告番号17-1の夫が居住していた福島県b1市で生活することに何ら問題はないから、父親と離れて生活を余儀なくされたということはないし、本件事故の放射線の影響によって同居生活ができない状況に置かれているともいえない。

したがって、上記主張によっても、本件事故と相当因果関係のある精神的損害が基礎付けられるものではない。

(2) 両親が生活していたb1市で生活することができず、人格の発達形成において重要な乳幼児期において、故郷から切り離されたまま避難先での生活を余儀なくされているという主張について

上述したとおり、そもそも原告らがb1市で生活することができないという状況にはない。また、原告番号17-4及び同17-5については、そもそも原告番号17-1及び訴外原告17-1の夫が本件事故時に居住していたb1市に居住したことはなく、b1市が原告番号17-4及び同17-5の故郷ではないから、故郷から切り離されたまま避難先での生活を余儀なくされているということとはできない。

したがって、上記主張によっても本件事故と相当因果関係のある精神的損害が基礎付けられるものではない。

第3 原告番号17-1の生活費増加分及び避難交通費の請求（抽象的損害計算）について

1 生活費増加分について

東京都での生活を選んだのは原告らの意思に基づくものであり、生活費が上昇することをもって本件事故による原子力損害とはいえない上、生活費の増加分についての具体的な立証もない。

仮に、原告らに生じた生活費の増加分が一定の合理的な範囲において本件事故による損害に当たると解されるとしても、被告東電は原告らに対して、以下のとおり生活費増加分及び避難費用に係る実費相当額を含む賠償金を支払い済みであるから、原告ら全体に対する既払い額をもって、原告番号17-1の上記請求に対して、弁済の抗弁を主張する。

- ・原告番号17-1 20万円
- ・同17-2 72万円
- ・同17-3 72万円

b1市内において本件事故の放射線の影響により生活を継続し得ないという状況にはない中で、原告らが自主的な判断に基づいて再度の避難を選択し、継続しているものであることを踏まえれば、原告らの東京での生活に伴う生活費の増加分が原子力損害に当たると解され得るとしても、本件事故と相当因果関係の認められる損害額は合理的な範囲に限定されるべきである。また、放射線への漠然とした不安を理由として、子供2名が自主的避難を継続することによる費用の増加が一定の範囲で原子力損害に当たると解するとしても、本件事故後におけるb1市内の客観的な危険の程度を踏まえれば、加害者に対して損害賠償義務として帰責し得る賠償対象期間にはおのずと合理的な限度があり、かかる限度を本件事故から約1年6か月後に当たる平成24年8月末までを目安とすることにも合理性がある。

2 避難交通費について

このような自主的避難に係る交通費（実費相当額）が損害に当たるとしても、被告東電が原告らに対し、賠償の対象として既に支払い済みであり、これを超える損害を基礎付けるものではない。

第4 弁護士費用について

原告らに認められるべき損害額は、被告東電に対して裁判外で請求することにより支払われる賠償額と同額であり、既に支払済みであるから、原告らがかかるとする損害賠償請求をするに当たって、弁護士費用を支出することの必要性・合理性があるとはいえず、本件訴訟追行の弁護士費用は、本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たらない。

(被告国の主張)

一 原告らの個別損害を検討する際の視点について

第1 本件事故と原告らが本件事故時住居から離れたこととの間に因果関係があるか否かを検討するに当たっては、本件事故時住居の周囲の放射線量だけでなく、原告らが本件事故時住居を離れることを判断した理由及び本件事故時の住居に戻らない理由も考慮する必要があること

1 前記のとおり、被告国が年間20mSvをもって避難指示・避難指示解除の基準としたことは合理的であるというべきである。そのため、少なくとも、放射線量が年間20mSvを下回る地域に本件事故時住居がある者が、放射線による健康影響について不安感を抱いたとしても、それは科学的根拠を欠く極めて主観的なものであり、直ちに賠償の対象とされるべきものではなく、したがって、そのような不安を理由にそのような地域を離れた者の損害も、直ちに賠償の対象とされるべきものではない。

2 この点は措くとしても、原告らが本件事故時住居を離れたことによって生じた損害と、被告国の規制権限不行使との間に相当因果関係が認められるためには、因果の流れとして、被告国の規制権限不行使によって生じた本件事故との間に相当因果関係が認められる必要があり、そのように評価できるためには、少なくとも、原告らが、本件事故に起因した合理的な理由に伴って避難ないし住居移転したということが立証されなければならないというべきである。しかしながら、原告らの中には、後述するように、避難や住居移転の理由として、職場での軋轢(原告1-1番)、津波による自宅の喪失(原告3)、地震による自宅の喪失(原告12)、本件原発の将来に対する不安(原告4-1ないし4-3、15、17-1ないし17-3)といったものを挙げている者も含まれているところ、自然災害そのものといった被告国の規制権限行使の有無とは関係しない理由で避難した者は条件関係が否定されるべきであるし、本件原発の将来に対する漠然とした不安や福島県民に対する避難先の住民等の行った偏見に満ちた言動といった通常の合理的な行動とは言い難い第三者の言動が直接の要因となって避難した者については、その避難による損害は通常損害といえないというべきである。したがって、原告らの損害を検討する上では、本件事故と原告らが本件事故時住居を離れたこととの間に相当因果関係が認められるか否かは、単に時間的先後関係があるだけでは足りず、その具体的理由が慎重に検討されなければならない。

3 仮に、本件事故と原告らが被ばくによる健康不安を理由に事故時の住居を離れたこととの間に相当因果関係が認められる余地があったとしても、本件事故と原告が事故時の住居を離れ続けていることとの間に相当因果関係が認められるか否かは別問題である。すなわち、後述するとおり、原告本人尋問の結果、原告らの多くは、放射線に対する正確な知識を得ていないために、現在も本件事故時住居に戻っていないと考えられるところ、被告国をはじめとして各公共機関は、インターネットや一部の専門家等から発信された情報の誤りや誇張に対する警鐘を鳴らすことも含めて、積極的に正確な情報を提供してきたのであり、誤った情報に専ら依拠して避難ないし住居移転を継続させることは明らかに合理的な判断とはいえず、少なくとも、一定の時期以降は、本件事故と原告らが本件事故時住居に戻っていないこととの間に相当因果関係が認められないというべきである。

第2 原告らの積極損害等の主張について

1 総論

(1) 原告らは、本件訴訟において、本件事故により生じた損害として、避難費用や生活費増加費用など種々の積極損害の賠償を請求しているが、その多くの場合において、当該積極損害が発生したこと及び当該積極損害に係る損害額を裏付ける客観的な証拠を提出していない。しかしながら、損害賠償請求訴訟における一般的な考え方によれば、損害とは、権利侵害そのものではなく、権利侵害がなかったら存在したであろう一定の利益状態と当該権利侵害によって陥った利益状態の差額であると観念されており(差額説)、その差額は現実に発生していることを要するが(現実損害説)、かかる損害とは具体的に発生した個々の損害の総和として算定されるから(個別項目積上げ方式)、原告側で発生した個々の損害について個別に主張立証することが必要であるとしてきている。そのうえで、損害は、大きく財産的損害と非財産的損害(慰謝料)に区分され、更に前者は、治療費等現実に出資したことによる損害(積極損害)と逸失利益(消極損害)に分けられるところ、財産的損害については、原告側でその主張に係る損害額を導き出すための具体的かつ計数的な根拠を主張、立証することが必要であるが、積極損害の場合は、現実に出資した金額(実費)を立証すればよいのであるから、比較的立証しやすいといえることができる。このことを踏まえると、原告らが、本件訴訟において、積極損害の発生を主張する場合、領収証等による損害額の立証が困難であるといった特段の事情がない限り、現実に出資した金額(実費)を個別具体的に主張立証する必要があるというべきである。

(2) これに対し、原告らは、「混乱した避難生活を余儀なくされているため、損害額の立証に関する証拠書類(領収書、レシート等)を必ずしも十分に収集・整理できないという困難を抱えている。避難生活の長期化によってレシート等の量は膨大になり、原告らが収集・整理をしてすべてを証拠化するのには、事実上不可能である。したがって、原告らに対して生活の再建に十分な賠償がなされるには、個別の損害額の算定に際しては、立証の困難性に考慮した事実認定がなされるべきである」などと主張する。しかしながら、前記(1)で述べたとおり、積極損害の発生を主張する場合、領収証等による損害額の立証が困難であるといった特段の事情がない限り、現実に出資した金額(実費)を個別具体的に主張立証する必要があるというべきところ、原告らが避難生活を送っていることそれ自体をもって、直ちに領収証等の収集が困難であると認められるものではない。

また、原告らは、領収証等の証拠の保管及び整理に大変な作業と困難が伴うとも主張するが、このような原告らの主張が証拠の収集の困難性をいうものでないことは明らかであるし、ここで指摘された点は、不法行為によって被害を受けた被害者が損害賠償請求をする場合を含め、民事訴訟にすべからず当てはまるのであって、本件訴訟においてのみ具体的な証拠を不要としてよいと解することができる理由となっていない。

もとより、原告らが主張する積極損害に係る事実関係は、被告ら側で当然に把握できる性質のものでなく、積極損害に係る証拠は、被告らが保有していないことはもちろんのこと、収集すること自体が不可能な性質のものであり、被告らにおいて不利益を甘受すべき実質的理由はない。

したがって、原告らの前記主張は理由がない。

2 交通費、一時帰宅費用について

原告らは、交通費、一時帰宅費用の各損害額については、被告東電の「保証金ご請求のご案内」参考資料中の「標準交通費一覧」に基づいて算定すべきである旨主張している。

しかしながら、前記1(1)で述べた損害賠償請求訴訟における一般的な考え方によれば、原告らが、本件訴訟において、交通費、一時帰宅費用に係る損害の発生を主張する場合、領収証等による損害額の立証が困難であるといった特段の事情がない限り、現実に出捐した金額(実費)を個別具体的に主張立証する必要があるというべきである。このことは、中間指針において、「避難費用のうち交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等については、避難等対象者が現実負担した費用が賠償の対象となり、その実費を損害額とするのが合理的な算定方法と認められる。但し、領収証等による損害の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認められるべきである。」とされていることから裏付けられるものである。そして、本件の場合、原告らは、交通費、一時帰宅費用の各損害額を立証するに当たり、前記のような特段の事情があることを何ら主張立証していないのであるから、これら損害額の算定方法に係る原告らの前記主張に理由がないことは明らかである。

3 生活費増加分について

原告らは、避難に伴う通常的生活費の増加分については、抽象的な損害計算によるべきである旨主張する。

しかしながら、前記1で述べた損害賠償請求訴訟における一般的な考え方からすれば、原告らが、本件訴訟において、生活費の増加に係る損害の発生を主張する場合、領収証等による損害額の立証が困難であるといった特段の事情がない限り、現実に出捐した金額(実費)を個別具体的に主張立証する必要があるというべきである。そして、本件の場合、原告らは、生活費の増加に係る損害額を立証するに当たり、前記のような特段の事情があることを何ら主張立証していないのであるから、同損害額の算定方法に係る原告らの前記主張に理由がないことは明らかである。

したがって、原告らは、生活費の増加分について、客観証拠に基づいた具体的に主張立証しなければならないにもかかわらず、この点について、ほとんど具体的な主張立証をしていないのであるから、原告らに生活費増加分の損害が認められる余地はないというべきである。

しかも、原告らの中には、少なくとも平成29年3月31日までは、東京において家賃を負担せずに生活を送ってきている者が含まれているように、生活費として支出する費目の中には、避難によって支出が減った費目もあると考えられるから、避難によって原告らの生活費がすべからず増加したとは考え難いというべきである。実際、原告らの中には、後述のとおり、原告本人尋問の結果、生活費が増加してないと思われる者が含まれることが明らかになっているのであるから、生活費の増加分の認定は慎重にされる必要がある。

第3 避難費用について

原告らは、「避難に伴って、あるいは放射能に汚染された物の使用を避けるため、新たに家財道具を購入した場合、これらの購入費用は本件原発事故と相当因果関係のある損害である」と主張する。

しかしながら、原告らの事故前の住居がある地域は、いずれも本件事故によって立ち入ることが禁じられた場所ではなく、原告らは、必要な家財道具を事故前の住居に取りに行くことができたはずであるから、原告らは、新たな家財道具を購入しなければならぬ状況にはなかったというべきである。そして、家財道具は、屋内にあることが多く、避難指示等対象区域外において人が屋外で曝露すると通常想定される程度の量の放射性物質以上に被ばく線量は少ないと考えられるから、その家財道具に付着した放射性物質から発せられる放射線による健康リスクは、屋外での行動から受けた被ばくによる健康リスク(他の要因による影響に隠れてしまうほどに小さい)以上に小さいと考えられるから、その程度の放射性物質が付着した家財道具の使用を避け、新たに家財道具を購入するのが一般人の通常の合理的な行動であるとも考え難く、個人的な不安や嫌悪感から起こした行動による結果を被告国が責任として負ういわれはない(そもそも、放射性物質は、自然の中に一定程度存在していることから、本件事故がなくても、家財道具に放射性物質が付着することはあり得るのである。)

そうすると、原告らが購入した家財道具の損害については、本件事故から放出見込みの放射線量が未だ予測できない段階であった避難直後において、避難生活を維持する上で必要に迫られて購入したものであればまだしも、それ以外のものについては、本件事故と相当因果関係を有する余地はないというべきである。

なお、原告らは、避難費用の一つとして、被服費や子供の玩具の費用などを請求しているが、原告本人尋問を通して、原告らの中には、本件事故と条件関係すら有しない家財道具の購入費用を多数請求している者がいることが明らかになっているのであるから、本件事故と避難費用の相当因果関係については、購入した家財道具ごとに個別具体的に検討されなければならない。

第4 物的損害について

原告らは、「本件原発事故によって放射能に汚染され、その汚染によって事実上使えなくなるなど、その経済的価値または使用価値を喪失した物(動産・不動産)については全損と評価して損害の賠償を求める」旨主張する。

しかしながら、避難指示等対象区域外に存在する財物の場合、避難指示等によってその管理が不能等になったとは認められず、また、避難指示等対象区域外において通常想定される程度の量の放射性物質への曝露をもって、直ちに財物の価値が喪失又は減少するともいえないのであるから、原告らが、本件訴訟において、避難指示等対象区域外に存在する財物につき、財物損害を主張する場合、少なくとも、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められることを個別具体的に主張立証する必要があるというべきである。

第5 就労不能損害(逸失利益)について

原告らは、「本件原発事故及び本件原発事故による避難のため、原告らが本件原発事故前の職を失ったり、収入が減ったりした場合には、その休業損害ないし減収分の逸失利益は、本件原発事故と相当因果関係のある損害である」旨主張する。

しかしながら、前記第1の1及び2のとおり、そもそも、本件事故と原告らが本件事故時住居を離れたこととの間には相当因果関係が認められないというべきであるし、少なくとも、前記第1の3のとおり、一定の時期以降は、本件事故と原告らが本件事故時住居を離れ続けていることとの間に相当因果関係が認められないというべきであるから、原告らが本件事故前の住居を離れたことによって本件事故前の職を失ったり、収入が減ったりしたことによる休業損害及び減収分の逸失利益は、本件事故と相当因果関係を有しない損害というべきである。

その点は措くとしても、損害賠償請求訴訟における一般的な考え方によれば、前記第1の1のとおり、損害とは、権利侵害そのものではなく、権利侵害がなかったら存在したであろう一定の利益状態と当該権利侵害によって陥った利益状態の差額であると観念されており（差額説）、その差額は現実に発生していることを要する（現実損害説）とされているのであるから、就労不能損害の損害額の算定に当たり、避難先等における就労によって得た利益や給与等は控除されるべきである。

二 原告らの個別損害に係る主張に対する反論

第1 世帯番号1番の世帯

1 被告東電の主張の援用

被告東電の主張を援用する。

2 被告国の補充主張

(1) 原告1-1がb1市内の自宅を離れた経緯に照らしても、本件事故と原告1-1がb1市内の自宅を離れたこととの間に相当因果関係がないこと

原告らは、世帯番号1の世帯が本件事故により避難を余儀なくされ損害を被ったと主張するようであるが、世帯番号1の世帯があるb1市の放射線量の点を措くとしても、原告1-1については、原告1-1がb1市内の自宅を離れた経緯に照らして、本件事故と原告1-1がb1市内の自宅を離れたこととの間に相当因果関係が認められないというべきである。

すなわち、原告1-1は、本件事故後の平成23年4月に、職場であった学校の授業再開を受けてb1市内の自宅に戻ったものの、平成24年10月以降、上記職場で嫌がらせとを感じるような出来事があったことや、様々な理由により仕事の負荷が増えて精神的に厳しい状況になったことから、上記職場を辞職して東京都内で原告1-2らと共に生活をするようになったものである。このように、原告1-1がb1市内の自宅を離れたのは、本件事故により避難を余儀なくされたことを理由とするものではなく、職場での出来事等を契機に精神的に厳しい状況になって家族と一緒に暮らしたかったことを理由とするものである。したがって、原告1-1については、本件事故とb1市の自宅を離れたこととの間に相当因果関係はないことから、b1市の自宅を離れたことよって被ったとする損害については本件事故と因果関係がある損害とは認められないものである。

(2) 原告らの主張する事情は慰謝料を基礎づけるものではないこと

ア 原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「二重生活の苦勞」を挙げ、平成23年4月から平成24年9月までの二重生活の間、原告1-1は父親として日々成長していく子供達の姿を見守ることができなかったこと、原告1-2は原告1-1の傍らで同原告を支えることができなかったことなどで精神的苦痛を受けたと主張するようである。

しかしながら、原告1-1は、ほぼ毎週末、東京都内とb1市内とを往復して子供達に会っていたのであるから、同原告が日々成長していく子供達の姿を見守ることができなかったという状況は、そもそも存在していない。また、原告1-3の通学していた小学校が、本件事故後の平成23年4月6日には再開し、グラウンドでの屋外部活動なども行われるようになっていたことからすると、原告1-1と原告1-2は、学校での屋外活動ができないことを理由に本件事故によって二重生活を強いられる状況にあったともいえないというべきであるから、二重生活に伴う精神的苦痛は、本件事故と相当因果関係を有する損害とはいえない。

イ また、原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「区域外避難者であることの苦しみ」を挙げ、原告1-1らが「妬みや非難を受けることもあった」、「区域外からの避難者であることを理由に避難していることを理解してもらえないことが多い」、「区域外避難者への社会の無理解を痛感せざるを得ない」などと主張するが、仮にそのような事実が認められるとしても、原告らが主張する妬み、非難及び無理解は、周辺住民等の行為に起因するものであり、本件事故と相当因果関係を有するとはいえないから、被告国が責任を負うべきものとは認められない。

ウ さらに、原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、原告1-1が本件事故後に職場で被ばく量を低減させるための具体的な対応策を提案するなどしたところ、誹謗中傷の対象となったことを主張するようである。しかしながら、原告1-1の供述を前提とするとしても、同原告が嫌がらせと感じたという出来事は、同原告が「測った放射能の汚染に関して公表したりすることに対して、正しくない数値を公表するなどかそう言うような指摘」を受けたというものであるが、上記指摘は、放射能に対する見解の相違にすぎないものといわざるを得ず（なお、原告1-1が放射線の専門家ではないことは同原告も自認するところである。）、自分の見解が受け容れられなかったことへの不満を募らせただけであって、およそ誹謗中傷や嫌がらせとは程遠いものであるから、上記指摘を受けたことに伴う同原告の精神的苦痛は、損害賠償の対象となり得る程に強度な精神的苦痛とはいえない。

(3) 財産的損害に係る原告ら主張に理由がないこと

ア 原告らは、「財産的損害」を構成する要素として、原告番号1-3の「カウンセリング費用」を挙げ、原告番号1-3に「強いストレスがかかることが続」き、「多いときで月1回程度、カウンセリングを受ける必要が生じた」と主張するが、仮にそのような事実が認められるとしても、このストレスは、「福島からの避難者であることを理由にいじめられたり、都内の学校の方が勉強の進度が早かったり」したことを原因とするのであるから、同級生等の行為に起因する部分は、当該関係者が本来的に責めに帰すべきものといえ、本件事故と相当因果関係を有する損害とはいえないから、被告国が責任を負うべきものとは認められない。また、勉強の進行速度によるストレスについては、学校の教育方針は各学校に裁量が委ねられており、学校ごとに進み具合が異なることは教育制度自体が元々予定しているから、勉強の進行速度についての原告らの期待は事実上のものにすぎないし、小学生が各学年で学習すべき対象は基本的には変わらないはずであるから、都内の学校の教育の実情が多少これと異なっていたとしても、それによる精神的苦痛は、損害賠償の対象となり得る程に強度な精神的苦痛とはいえないというべきである。

イ また、原告らは、「財産的損害」として、本件事故がなければ原告1-1はf oで働き続けることができたなどとして、平成24年10月から口頭弁論終結時である平成29年10月までの5年分の逸失利益として合計3596万9425円の損害を被ったと主張する。

しかしながら、前記(2)ウで述べたとおり、原告1-1は、職場で嫌がらせと主観的には感じるような出来事があったことや、様々な理由により仕事の負荷が増えたためとはいえ、家族といる時間を長くするために無理をして深夜や早朝の移動を選択したこと等に伴い精神的に厳しい状況になったことから、平成24年10月1日に職場を辞職したものである。そうすると、原告1-1がf oの職場を辞職したのは、本件事故により避難を余儀なくされたことを理由とするのではなく、職場での出来事や業務量の変化等を契機とするものでしかなく、原告らが上記主張する逸失利益は、本件事故と相当因果関係のある損害を構成するものではない。また、この点を措くとしても、原告1-1は、不動産管理の仕事をしているほか、f oを辞職し

平成24年10月中にはf s大学の非常勤講師の仕事を開始しているのであって、同原告の供述を前提とするとしても、現在まで毎月少なくとも数万円程度の収入を得ているはずであるし、同原告は、本人専任において、上記非常勤講師としての収入を記憶していないなどと不合理な供述をした後に、やおら月数万円程度の収入がある旨の供述をしたのであって、かかる不自然な供述経過に照らせば、収入額に関する上記供述は信用できず、同原告は月数万円よりも相当多額の収入を得ていることがうかがわれるところである。少なくとも、およそ逸失利益の発生を合理的な疑いを差し挟まない程度に立証できていないというほかない。

第2 世帯番号2番の世帯

1 被告東電の主張の援用

被告東電の主張を援用する。

2 被告国の補充主張

(1) 原告2-1の供述に照らすと、本件事故と原告2-1ないし2-3が本件事故前の住居に戻らないこととの間には相当因果関係がないこと

原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「避難生活を余儀なくされていること」を挙げ、同原告らのb1市inの自宅は本件原発と非常に近接した場所にあり、もし再び大きな地震などが発生すれば、またどのような事故に発展するかも分からない状況にあるほか、自宅敷地内から高い数値の放射線量が計測されたことや地元の食材を口にすることで内部被ばくしてしまう危険があることなどから、原告2-2及び2-3を連れてb1市内の自宅に帰ることができないと主張する。そして、原告2-1は、この点について、原告2-1の夫の両親が家庭菜園をしており、本件事故前の住居に戻れば原告2-2及び2-3がその家庭菜園で作られた野菜を食べることになるが、その家庭菜園をしている畑やその周辺が除染されておらず、汚染された状態のままであるため、本件事故前の住居に戻ることにはできない旨供述する。

しかしながら、本件事故前の住居では、放射線量の高い場所については除染がされているようであるから、家庭菜園をしている畑の除染がされていないとすれば、畑の放射線量が低かったために除染をしていなかっただけでありとしか考えにくい。実際、原告2-1の夫及びその両親は、本件事故後も、当該畑で作られた野菜を食べているとのことであるし、自宅で計測されたという放射線量の値について把握しておらず、この点からも当該畑の放射線量が低かったことと整合的である。

しかも、原告2-1は、b1市内に戻ることによって健康に影響がないかなどについて専門家にアドバイスを求めたことはないほか、繰り返しているが、自宅で計測されたという高い放射線量について具体的に把握していないとのことである。

以上からすると、原告2-1らが「避難生活」を継続していることは、客観的な根拠に基づかない同原告の主観的な不安感を理由とするにすぎないものであって、かかる生活によって被ったとする精神的損害は、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められないというべきである。

(2) 原告らの主張する事情は慰謝料を基礎づけるものではないこと

原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「子どもたちの精神的苦痛」を挙げ、原告2-2及び2-3が不登校になり、この不登校の原因として、「長引く避難生活や父親と会えない寂しさなど、幼い子どもたちが自分たちでは対処しきれないストレスを抱え込んでいることが考えられる」と主張する。しかしながら、原告2-2が不登校となった根本的な原因は、原告2-2の供述によれば、2、3人の男子同級生から、「放射能パンパンパン」というようなことを言われ続け、それを担任の先生がきちんと対応してくれなかったことにあるから、原告2-2の不登校については当該関係者が本来的に責めを負うべきであって、同原告の不登校に係る精神的苦痛につき被告国が国家賠償責任を負うべきものとは認められない。また、原告2-3は、視力低下に伴い眼鏡をかけるようになって半年程度が経過した頃に不登校となったものであるが、同原告の不登校の原因についての原告2-1の「全てのことが見えるようになって、納得いかない部分もきつと出てきたからだと思います。」との供述自体が、具体的な不登校の原因やそれに関する原告2-1の認識を示す具体的なエピソードを示すものではなく、ただ親としての憶測を抽象的に述べたものにすぎないし、仮にかかる供述を前提とするとしても、本件事故に直接起因とするものとは認められない。したがって、原告2-2及び2-3が不登校となったことに伴う精神的苦痛は、いずれも本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

さらに、原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「世間からの冷たい目で見られているばかりか、エセ避難者といったような誹謗中傷を受けることもあ」るなどと主張するが、原告らが主張する差別的な扱いや世間からの冷たい目などは、誹謗中傷等をした当該関係者の行為が介在することなどから、当該関係者が責めを負うのは格別、被告国が責任を負うべきものとは認められない。

(3) 財産的損害に係る原告ら主張には理由がないこと

ア 原告らは、「財産的損害」として合計64万6257円の家財購入費用を主張する。しかしながら、原告2-1らが購入したとする家財道具のうち、少なくとも、カート(7800円×2)、台所用棚(1万9800円)、ハンガー(3000円)、二段ベッド(6万円)、ソファ(10万円)、学習机(14万円)及びパイプハンガー(1万5000円)の合計35万3400円については、支出とその金額に関する裏付けとなるべき領収書等の客観的証拠がない以上、これらについての損害の発生を証明できていない。また、領収書等が存在するものであっても、原告2-1らが「家財道具」として購入費用に計上する中には、「タマゴッチ」、「パングストライプポーチ」、「3D-DS+ソフト」、「アンパンマンアソボ」、「スーパーマリオ3Dラン」、「マリオカート7」といった、避難がなくても購入したと思われる娯楽品であるおもちゃが含まれており、しかも、本件事故前後に発売が開始され(例えば、ニンテンドー3DS自体が平成23年2月末に発売開始されたばかりであるし、スーパーマリオ3Dランは同年11月、マリオカートは同年12月に発売が開始されている。)、従前から保有していたおもちゃの買い直しとは到底評価できないものすら含まれているのであり(合計5万8943円)、これらは原告らの主張する家財購入費用からは当然除外されるべきものである。さらに、原告2-1らは、「被服」として、「ピオニーブルーミングコレクション」(8935円)、「緑の羽衣」及び「ティーツリーウォーター」(合計4080円)といった香水を計上したり、子どもの書籍代として本件事故がなくても購入したであろう書籍代を計上したり、「被服」や「靴」として、本件事故から9ヶ月も経過した平成23年12月に購入した被服代及び靴代を計上したりするなど、本件事故と相当因果関係が認められない費用も多数計上しているのであって、これらも原告らの主張する家財購入費用から除外されるべきものである。

このように、原告2-1ないし2-3は、財産的損害を本件事故と相当因果関係を有する損害に絞ることなく、本件事故後に購入した物品は全て同事故によるものでもいうように、明らかに不相当な物品に関する購入費も損害として計上している

ことから、領収書などの客観的証拠が存在していたとしても、本件事故と相当因果関係が当然に認められるべきではなく、家財購入費用から除外されるべきである。

イ 他方、原告らは、「財産的損害」として、同原告が本件事故前に月当たり約8万円の賃金を得ていたものの、同事故によって就労が不能となったとして、平成24年4月分から口頭弁論終結時である平成29年10月までの合計536万円の就労不能損害を主張する。

しかしながら、原告2-1は、東京に住むようになってからは飲食店で週に3日ほどパートタイムの仕事をして月当たり約3万円ほどの収入を得ている。原告2-1が上記パートタイムの仕事を開始した明確な時期は明らかではないものの、同原告が平成23年7月以降は東京都内の現在の住所地に居住するようになってきていることからすると、同原告らが就労不能損害の期間として上記主張する平成24年4月頃には同原告は上記パートタイムの仕事により少なくとも月当たり約3万円の収入を得ていたといえるし、週3日のパートで1か月約3万円しか収入がないという供述内容は、1回当たりの収入が2500円程度にしかならないというものであまりにも安すぎて不自然である。したがって、原告らの就労不能損害に係る上記主張は理由がないものである。

第3 世帯番号3番の世帯

1 被告東電の主張の援用

被告東電の主張を援用する。

2 被告国の補充主張

(1) 本件事故と原告ら主張の損害との間に相当因果関係がないこと

原告らは、原告3が本件事故により避難を余儀なくされ損害を被ったと主張するようであるが、同原告の自宅は平成23年3月11日の本件震災によって生じた津波により流されてしまったのであるから、同原告は、上記震災による津波によって避難せざるを得ない状況になったものである。そして、原告3が本件事故後に上記津波で流された自宅に代わる代替地の提供を受けるために月に1ないし2回ほどの頻度でb1市内に戻って積極的に代替地取得に向けた手続を行っていることに照らせば、同原告が東京都内での生活を継続せざるを得ない状況にあるのは、本件事故の影響を理由とするものではなく、むしろ、もともと自宅のあった場所に新たに建物を建てることのできないことや、高台に提供される予定の代替地の宅地造成工事が未了であるために当該代替地にまだ居住することができない状況にあることなどを理由とするものである。以上によれば、原告3が避難を余儀なくされた理由及び同原告が東京都内での生活を余儀なくされている理由は、いずれも本件事故にあるのではなく、本件震災によって生じた本件津波により自宅が流されたことにあるのであるから、同原告が主張する損害はいずれも自然災害に起因するものというべきであって、上記事故と相当因果関係があるとは認められないものである。

(2) 原告らが主張する事情は慰謝料を基礎づけるものではないこと

原告3は、自らの慰謝料を基礎づける事情として、「東京での不安な生活と精神状態について」として、本件事故後に東京都内に移動したために、親戚が遠くなり、b1市内の友人とも会えないなどの不安や寂しさがあると主張する。しかしながら、原告3は、「2011(平成23)年4月1日に東京都内に避難してきてから、少なくとも毎月1回は、高速バスで東京都内からb1市に戻り、被災後の様々な手続をしたり、親戚や友人と会ったりしています」と述べるとおり、東京都内に移動してからもb1市内の友人や親戚と定期的に会っていたのであるから、原告らの上記主張は理由がないものである。

また、原告3は、自らの慰謝料を基礎づける事情として、右足に変形性ひざ関節症を発症したことを主張するが、変形性ひざ関節症の原因は、関節軟骨が年齢とともに弾力を失い、使いすぎによりすり減り、関節が変形するものが多いとされることであって、原告3の年齢(昭和19年生まれ)からすればそれは自然なことである。そして、原告らの主張によると、避難生活により症状を進行させた「可能性も否定できない」ものである一方で、原告3の供述を前提とすると、医師は上記症状が急に発症した原因として「やっぱりストレスでしょうね」と説明したというのであるから、結局、同原告がその右足に変形性膝関節症を発症した原因については年齢の点以外は明らかになっていないというほかなく、これによる同原告の精神的苦痛を本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

さらに、原告3は、自らの慰謝料を基礎づける事情として、b1市の放射能汚染への恐怖を挙げ、放射能の健康への影響の不確実性が同原告がb1市に戻ることに不安の原因の一つとなっているなどと主張する。しかしながら、原告3は、「やっぱり放射能は目に見えないから、震災前の放射能と全然違うじゃないですか。やっぱり、だから怖いと思います。」と供述するほか、同原告が放射線量モニターによって測定した放射線量の数値が、たとえ通常の自然放射量(年間)程度の数値を表示したとしても「自分たちで測ったんですよ、これ。だから、やっぱり不安ですよ。不安です。」と供述するとおり、同原告の放射能への恐怖は客観的な根拠に裏付けられたものではなく、主観的な漠然とした不安感にすぎないのであるから、同原告が上記恐怖により被ったとする精神的苦痛は、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

(3) 財産的損害に係る原告ら主張には理由がないこと

原告3は、「財産的損害」として、本件事故前までは、少なくとも70歳までの3年間はb1市内の中学校で講師を続けられるだろうと期待していたが、同事故によって講師の更新もされなくなってしまったことによって合計750万円(=25万円×1年当たり10か月×3年)の休業損害を被ったと主張する。しかしながら、原告3においては、本件事故当時の時点で、まだ翌年度に向けた講師の更新はされておらず、いつ頃更新されるかはその時々々の状況次第であって、同原告も自らが更新されるかについて明確に把握していなかったのであるから、70歳までの3年間は講師を続けられるだろうという原告3の期待は、単なる事実上の期待にすぎず、何らの法的根拠にも基づかないものであった。そうすると、本件事故によって原告3の講師の更新がされなくなったとはいえないのであるから、原告らの上記休業損害の主張は、理由がない。

第4 世帯番号4番及び5番の世帯

1 被告東電の主張の援用

被告東電の主張を援用する。

2 被告国の補充主張

(1) 本件事故と原告ら主張の損害との間に相当因果関係がないこと

原告らは本件事故により避難を余儀なくされ損害を被ったと主張するようであるが、世帯番号4及び5番の原告らは、平成23年3月14日に石川県g市に避難したものの、原告5は同月21日にはb1市内の自宅での生活を再開しており、また、原告4-1ないし3も同年4月4日頃には、b1市内の小学校の再開に伴ってb1市内の自宅に戻っていることから、同日時点で上記事故による避難は終了しているとみるべきである。その後、原告4-1ないし3は、大規模な余震があっ

た同月11日にb1市内から東京都内に移動しているが、上記余震を原因として本件原発に新たな事故が生じたことをうかがわせる証拠は一切見当たらず、原告4-1が「4月11日にまた大きな地震があり、水道が止まり、電気が止まり、もう子供達の衣服を洗うこともできなくなってしまいました。それで、もうここにいたら駄目だと思って東京へ避難することにしました」と供述するとおり、同日の余震によるライフラインの断絶を契機に、個人的な不安感を過剰に募らせ、上記移動を開始するに至ったにすぎない。したがって、平成23年4月11日以降の東京都内への移動は同日の余震を原因とするもので、本件事故を原因とする避難ではないから、同事故と同日以降に生じたとする損害との間に相当因果関係は存在しない。

(2) 原告らが主張する事情は慰謝料を基礎づけるものではないこと

原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、原告5が本件事故のために会社を退職することを余儀なくされ、独立して起業せざるを得なくなったことを主張する。しかしながら、そもそも、原告5が、本件事故の影響で本件事故時に勤めていた会社を退職しなければならない状況に追い込まれたのかが明らかでない。しかも、原告5は、本件事故前から「行く行くは会社を立ち上げ」ることを考えて、会社を設立する準備を進めていたのであり、そうであるからこそ、同事故からわずか1か月も経たない平成23年4月には会社を設立することができたと考えるのが自然である。そうすると、原告5が、本件事故を契機として起業したことに関して精神的苦痛を感じていたとは認められない。

また、原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、原告4-2及び4-3が東京の小学校等でいじめを受けたことを主張するが、仮に同原告らがいじめを受けていたとしても、それはいじめをした他の生徒や学校側の管理体制に原因があるのであって、本件事故を直接の原因とするものではない。したがって、原告4-2及び4-3がいじめを受けたことにより被った精神的苦痛は、本件事故と相当因果関係のある損害を構成しない。

さらに、原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「避難生活の困難とストレス」を挙げ、「『自主避難』と言われるが、その言葉から自分たちがわがままを言って避難先に居座っているかのように思う者がいるため」、原告4-1は「辛い思いもしている」と主張するが、『自主避難』との言葉から、避難者がわがままを言っていると連想するとは考え難く、原告らの根拠のない憶測にすぎないし、仮にこのような者がいたとしても、その者の内心に留まる限りでは、原告らに対する精神的損害を基礎づけるものではない。

(3) 財産的損害に係る原告ら主張に理由がないこと

原告らは、原告番号4-2及び4-3のPTSDの転地療養に要した費用として、療養先のイギリスでの生活費や渡航費用など合計77万4400円を財産的損害として主張する。しかしながら、原告番号4-2及び4-3のPTSDの原因は小学校でのいじめにあるというのであるから、前記(2)のとおり、本件事故と原告番号4-2及び4-3のPTSDの発症との間には相当因果関係がないというべきであるし、原告4-1は、転地療養の療養先として国外であるイギリスを選択した理由に関して、「国内にいれば、震災のニュースであったり、あとは地震のニュースであったり、子供たちがそのたびに恐怖を感じるような番組がすごく多かったの、そこから逃げるためにも国外が一番いい」などと供述するが、同原告が療養先として国外を選択した理由は、国内にいても震災や地震のニュース番組を見ないなどすれば十分に対処できる程度の問題であって、本件全証拠を検討しても、必ずしもイギリスを療養先としなければならない理由は何ら見当たらないし、同じ海外にしても日本からはるかに遠い外国を選択したことについて、被告国が責任を負ういわれはない。したがって、原告らが主張する転地療養費は本件事故と相当因果関係のある損害を構成するものではない。

第5 世帯番号6番及び7番の世帯

1 被告東電の主張の援用

被告東電の主張を援用する。

2 被告国の補充主張

(1) 原告らが主張する事情は慰謝料を基礎づけるものではないこと

原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「健康への不安」を挙げ、原告6-2が甲状腺検査の結果としてA2と診断されたことや、原告6-3が本件事故後に大量の鼻血を出したことなどを主張する。しかしながら、原告6-1は、原告6-2の上記甲状腺検査の結果を受けても同原告に本格検査を受けさせておらず、真に不安を抱いている者の行動としては極めて不自然である。また、原告6-3の大量の鼻血が本件事故を原因とするものであるかの説明を医師から受けておらず、医学的根拠を伴わないにもかかわらず、恣意的に鼻血と本件事故とを結びつけたとしか評価できない。そうすると、原告らの主張する「健康への不安」は原告6-1の客観的で合理的な根拠のない主観的な不安感にすぎないものというべきであって、かかる不安感から生じた精神的苦痛は本件事故と相当因果関係のある損害を構成するものではない。

また、原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「区域内・外の線引きや、家族構成などによる線引き」を挙げるが、被告東電の従業員の対応は、被告国とは無関係であるし、家族状況による補償の違いは、原告の主張する被告国の責任原因とは無関係であり、本件事故と相当因果関係のある損害を構成するものとは認められない。

(2) 財産的損害に係る原告ら主張に理由がないこと

原告らは、「財産的損害」のうち、「家財購入費用」を挙げるが、その中には、本件事故から半年以上経過して出費したとされる項目が多数含まれているところ、少なくとも、上記事故から長期間経過してから購入した家財道具については、上記事故がなくても一般的な生活を送る上で出費することになったと考えるのが社会通念上相当であるから、それらについては、上記事故と相当因果関係は認められない。そもそも、原告6-1ないし6-3については、個別に挙げるときりがないが、平成23年10月31日に購入した「化粧水」、同年11月15日に支払った「記念事業協賛金(小学校創立140周年)」、同年12月に購入した「カレンダー」、平成24年3月に購入した「スキーグローブ」、「スキーゴーグル」及び「スキーウェア」、同年8月に購入した「ごみ袋」、など、どこに住居していても定期的に支出する項目や、子どもの成長に伴って必要となったか、あるいは古くなったために買い換えが必要となったと思われる趣味等に関する項目など、本件事故と明らかに条件関係すら存在しない項目に関する費用を損害として多数計上しているのであるから、本件事故と相当因果関係のある損害として認定する際には、相当慎重にされなければならない。

また、世帯番号6番及び7番の原告らは、「財産的損害」のうち、「習い事費用」として、「1n」及び「ヴァイオリン」に要した費用として合計86万3400円を主張するが、上記費用を裏付ける客観的な証拠は見当たらず、上記費用の存在を認めることはできない。また、この点を措くとしても、これらの習い事はいずれも、子どもの成長に伴ってなされることが多く、原告6-2及び6-3の希望ないし原告6-1の教育方針により行われていたとみるべきものであるから、本件事故と相当因果関係のある損害を構成するものではない。

さらに、原告らは、「財産的損害」のうち、「休業損害」として、本件事故前に有限会社オネストで歌い手として働いていた原告6-1が、上記事故により休業に追い込まれ、平成23年3月から平成25年12月までの33か月にわたって歌の仕事ができなかったことによる「休業損害」として合計202万9137円(6万1489円×33か月)を主張する。しかしながら、原告6-1が上記会社で歌い手として働くことができなくなったのは、上記会社が同事故後の平成23年7月4日に事業再開をするに当たり、営業形態をピアノバーからレストランに変更したことによるものである。そうすると、原告6-1の歌い手としての仕事が休業となった原因は、上記会社の営業形態の変更によるものであって、本件事故を原因とするものではない以上、原告6-1の上記の「休業損害」に係る主張のうち、少なくとも、上記会社が事業再開をした平成23年7月4日以降に係る損害分に関しては、本件事故と相当因果関係が認められない。

第6 世帯番号8番の世帯

1 被告東電の主張の援用

旧緊急時避難準備区域の居住者に対する被告東電の賠償基準等及び不動産の損害に係る被告東電の主張を除き、被告東電の主張を援用する。ただし、被告東電が未払賠償金として認める金額に係る部分は援用しない。

2 被告国の補充主張

(1) 本件不動産に係る請求は認められるべきでないこと

原告8は、本件事故により、本件不動産を事実上使用できなくなったことから、本件不動産については「全損」と評価した上で、その再調達価格を賠償すべきである旨主張するが、本件事故によって本件不動産が使用できなくなったとはいえないのであるから、本件不動産が「全損」と評価されることはないというべきであるし、仮に、本件不動産が「全損」と評価されることがあったとしても、判例法理に照らせば、再調達価格の賠償が認められることはないというべきである。

しかも、原告8は、平成23年3月15日に避難してから平成27年11月までの間に、本件不動産に5回帰宅しており、平成25年10月までは自宅の清掃をしていたところ、同月までは本件不動産が居住できないような状況になっていなかったものと思われるから、その点からも、本件事故によって本件不動産が「全損」と評価されるに至ったとは到底いえない。

(2) 生活費の増加が認められないこと

原告8は、「b nでは、農業をしていたため、野菜はすべて自宅で作っており、購入するのは、肉や魚、米だけでした。しかし、避難を余儀なくされ、食料品はすべて購入することを余儀なくされました。それによって、生活費が増大しております」と供述する。

しかしながら、原告8が野菜を栽培してそれを食料としていたのであれば、農作業の費用は食費に代わる費用と評価するのが相当であるところ、原告8の食費は、農作業の費用を食費に含めると、本件事故前後で大きな変化は生じていない。すなわち、本件事故以前の1年間の食費は、主食として26万6568円、副食・嗜好品として4万1753円、農作業の費用として12万6638円の合計43万4959円であったと考えられるのに対し、本件事故以後の1年間の食費は、甲ニ第8号証の16の「食費計」に記載された数値からすると、多めに見積もっても42万7935円(甲ニ第8号証の16の「食費」欄に個別に挙げられている数値を合計すると、1年間の食費は、26万1836円にすぎない。)であったと考えられるのであるから、原告8の食費は、本件事故の前後で大きな違いはないというべきである。

したがって、原告8の生活費が本件事故後に増加したとはいえない。

(3) 自動車のバッテリー交換費用は本件事故と因果関係のある損害ではないこと

原告8は、避難後に自宅に置いていた自動車のバッテリーの交換費用を本件事故と相当因果関係がある損害として主張する。

しかしながら、当該自動車のバッテリーは、原告8が平成23年6月に自宅に帰宅した際には劣化していなかったものであり、その後に管理をしなかったことによって劣化が生じたものである。加えて、緊急時避難準備区域が、本件事故後に立ち入りを制限された区域ではないことを考慮すると、この自動車のバッテリーの交換費用は、本件事故と相当因果関係が認められないというべきである。

(4) 原告らが主張する事情は慰謝料を基礎づけるものではないこと

原告らは、慰謝料を構成する要素として、本件事故前には、原告8の兄弟や甥や姪などがしばしば同原告の自宅に遊びに来ていたほか、同原告は、その長男が初孫を連れて同原告の自宅に遊びに来ることを楽しみにしていたにもかかわらず、上記事故によって同原告の「ふるさと」が奪われたなどと主張するようである。しかしながら、原告らの上記主張におけるふるさと喪失による精神的損害が、既に中間指針等で示された賠償の対象となっている精神的損害に含まれていると考えられ、原告らがこれを超えて慰謝料の支払を求めることができない。また、原告8は、現在、日常生活の中で長男の家族と頻りに顔を合わせているほか、東京近辺に住んでいる同原告の妹や弟といった親族と会うこともあることからすると、長男やその初孫を始めとした親族とのふれあいは東京都内へ移動してもなお存続しているのであって、原告らの上記主張はこの点からも理由がないものである。

また、原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、原告8の自宅及び周辺の土地は本件事故後の平成23年4月に緊急時避難準備区域に指定され、その後の同年9月に同指定は解除されて除染がされたものの、除染後も現在に至るまで、上記自宅及び周辺の土地の深刻な放射能汚染が続いており、安心して帰れる状況ではないと主張するようである。しかしながら、上記指定が解除された後に原告8の近所の住民は従前からのb n市内の居宅で生活しているところ、同原告は、賠償金等で現在の自宅以外の場所に居宅を購入できるのであれば当該居宅に移住したいとの希望を有しているのであって、もはや同原告にはb n市内の自宅に帰宅する意思はない。したがって、原告8は、b n市内の自宅に帰宅しないことに関して何ら精神的苦痛を被っているとはいえず、仮に何らかの精神的苦痛を被っているとしても、それは本件事故と相当因果関係のある損害を構成するものではない。

さらに、原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、原告8が「避難してくる時に自宅に野菜や観葉植物を置いてきてだめにしてしまった罪悪感から、避難先では植物を育てることもできない精神状態となった」ことを挙げる。しかしながら、原告8は、現在、東京都内での自宅ベランダにおいてピーツとアートチョークといった植物を育てていることから明らかなように、同原告が本件事故後に東京都内に移動した当時、自宅で植物を育てることが客観的に不可能な事情は何ら存在していなかったのであって、同原告が植物を育てることができなかったのは、同原告の単なる主観的事情に起因するものであるから、これにより被ったとする精神的苦痛は本件事故との相当因果関係を欠くものである。

なお、原告8は、農機具、農業用資材、作物種子、植木等について、再調達価格での損害額を評価しているが、これは、同

原告が本件事故前と同様の生活様式を継続すること、すなわち、植物の一種である作物を栽培することを見越したもののはずであって、植物を育てることができないほどの苦痛があると主張していることと整合的でない。

第7 世帯番号9番の世帯

1 被告東電の主張の援用

被告東電の主張を援用する。

2 被告国の補充主張

(1) 原告らが主張する事情は慰謝料を基礎づけるものではないこと

原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「帰れない＝避難生活を余儀なくされていること」を挙げ、原告9-1らの「自宅がある福島県b1市は、いわゆるホットスポットと言われる放射線量の高い場所がたくさんあるし、帰れば、地元の野菜などを食べなければならなくなる」などとして、b1市内での生活に大きな不安があると主張する。しかしながら、原告9-1は、放射線量の数値を具体的に確認したことはないことを自認しており、また、b1市内のホットスポットの場所も周囲からの伝聞情報によるだけで自ら確認していないのであるから、上記不安は、何らの根拠にも基づかない主観的な不安にすぎないといわざるを得ない。更には、原告9-1は、平成27年4月にはb1市内の自宅を売却しており、原告9-3らは東京での学校生活を送っていることも併せて考慮すると、原告9-1らはもはや東京都内に移住したとみるべきであって、「帰れない」との原告らの上記主張は理由がないものである。

また、原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「子ども達のこと」を挙げ、本件事故後に原告9-1らと共にいったんは東京都内へ移動したものの後にb1市内に帰って行った同原告の長男及び次男に関して、「b1に帰った2人は親と離ればなれの生活を余儀なくされ、そのことが影響してか、2人ともその後通っていた学校を中退してしまった」として、原告9-1及び2は親として大変つらい気持ちであると主張する。しかしながら、原告9-1の長男及び次男の中退は、いずれも「早く社会に出て仕事をしたい」という理由によるものであって、親と離ればなれの生活をしてきたこととは無関係であるから、上記中退に伴う原告9-1及び2の精神的苦痛は本件事故と相当因果関係のある損害を構成するものではない。

さらに、原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、原告9-7の死を挙げ、原告9-1の母が平成25年11月に「施設の中で転倒する事故に遭い、背骨を骨折する重傷を負い、入院を余儀なくされ」、この事故をきっかけにほとんど寝たきりとなり家族と離ればなれの施設の中で寂しく死亡したなどと主張するが、上記転倒事故の原因は、他の入所者とのいざこざから倒されたことによるものであるから、原告らが主張する被告国の責任原因とは無関係であり、本件事故と相当因果関係のある損害を構成するものとは認められない。

なお、原告らは、原告9-2が膠原病の一種である混合性結合組織病に罹患したことは、本件事故による長引く避難生活のストレスからの免疫力の低下等が強く影響しているものと考えられるなどと主張し、慰謝料を基礎づける事情の一つとするようにも認める。しかしながら、混合性結合組織病の発症原因は不明とされており、この病気になりやすい遺伝的な素因に加え、ウイルス感染などの環境因子が関与していると考えられているところ、原告9-2が上記病気を発症した原因は、これらの要因も考えられるところであって、原告らが上記主張するような長引く避難生活のストレスからの免疫力の低下を要因とするかは不明というほかなく、同原告が上記病気に罹患したことに係る精神的苦痛は、本件事故と相当因果関係のある損害を構成するものではない。

(2) 一時帰宅費用に係る原告ら主張に理由がないこと

原告らは、原告9-1及び2が平成23年4月から平成24年3月までの間は1か月に2回の頻度で東京都内と福島県b1市内とを往復し、同年4月から口頭弁論終結時である平成29年10月までは2か月に1回の頻度で往復するものとして、合計234万円の一時的帰宅費用が損害として発生したと主張するようである。しかしながら、原告9-1は、「事故の後は、移動すると家内とか、私の母とかいたときは、自動車で行った方が逆に安くなります」と述べるとおり、本件事故後には、原告9-2と共に自家用車で福島県b1市内と東京都内とを往復していたのであるから、一時帰宅費用として原告9-1と同9-2を別個に計上する原告らの上記主張は理由がなく、同事故後に同原告らが支出した一時帰宅費用は117万円の限度である。他方で、原告9-1は、本件事故前は、高速バスを利用して毎週b1市内と東京都内とを往復しており、その交通費としては月当たり2万4000円ほどを支出していたのであり、仮に同事故がなければ、原告9-1は、平成23年4月から平成29年10月までの間に、上記一時帰宅費用(117万円)を上回る合計189万6000円(=2万4000円×79か月)の交通費を支出したはずのものである。このように、原告らが支出した一時帰宅費用は、本件事故がなければ原告9-1が支出したであろう交通費を下回るため、同原告らの積極損害を構成しない。

第8 世帯番号10番及び11番の世帯

1 被告東電の主張の援用

被告東電の主張を援用する。

2 被告国の補充主張

(1) 原告らが主張する事情は慰謝料を基礎づけるものではないこと

原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「流産」を挙げ、原告10-1が、「2012(平成24)年4月に7週で流産してしまった」、「2014(平成26)年になって再び妊娠をしたが、また流産(化学的流産)をし、受け止めがたい現実に言葉もなかった」と主張する。しかしながら、原告10-1の平成24年4月の流産に関しては、「おなかにいる胎児が、妊娠という状況を保てないものだったんだろう」との医師の説明があり、また、平成26年の化学的流産に関しては、受精したけれども着床が続かなかったものであるとの医師の説明があり、いずれの流産についても本件事故との関係があるとの説明はされていないようであり、どちらかといえば、原告10-1の体質が少なからず寄与したことをうかがわせるようなものとなっているから、同事故と条件関係があるとはいえない。

原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「精神的な限界」を挙げ、原告10-1は「避難生活による不安定さと、流産という受け止められない現実、離ればなれでこの現実を受け止めなければならない辛さから、精神的に追い込まれ」、平成24年7月頃からは心療内科に通っていると主張するが、原告10-1の精神面に大きな影響があったのは心療内科に通う直近の出来事である同年7月頃の流産であることは同原告自身も認める所であり、同原告に心療内科に通院するほどの精神的な限界を来した直接の原因は、流産という本件事故とは無関係の出来事というべきであるから、原告らが主張する「精神的な限界」は同事故と相当因果関係のある損害を構成するものではない。

原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「健康面での不安」を挙げ、原告10-2が平成23年暮れ頃に鼻血を大量に

出したことや、甲状腺検査の結果が原告10-1はB判定、原告11はA2判定であったことを挙げ、「この先、健康への影響がどう出るのか、不安を感じながら生活を余儀なくされている」と主張する。しかしながら、原告10-1は平成23年暮れ頃に原告10-2が鼻血を大量に出した際に同原告を病院に連れて行っていないから、原告10-2は同10-1が通院を考えなければならぬほど深刻な状態ではなかったと考えられ、同10-1が供述した程度に同10-2が大量の鼻血を出したとは考えにくいし、同10-1が自らの選択によって通院せず、医師の診断も得ることができなかった以上、上記鼻血と本件事故との関係性は不明というほかに、同事故と相当因果関係のある損害であることは立証できていないというほかにない。また、原告10-1及び11の甲状腺検査の結果についても、上記検査結果から状況が悪化したことをうかがわせる証拠は一切なく、経過観察自体は行っているのであるから、原告らが主張する上記不安は客観的なデータ等に裏付けられたものではなく、単なる主観的なものにすぎず、本件事故と相当因果関係のある損害を構成するものではない。

原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「『自主避難』という線引き」を挙げ、避難者の交流会に出席してb1から来たと答えると「帰れる家があるなら帰ればいい。あんたらがいるから物事が早く進まないんだ、帰れ」と言われた、「いわゆる『自主避難』という扱いに、非常に辛い思いをしている」と主張する。しかし、原告らの上記主張を認めるに足りる証拠はなく、また、仮に原告らの主張するような事実が認められたとしても、これは、差別的言動に及んだ者の行為に起因するものであるから、被告国が責任を負うべき性質のものではない。

(2) 財産的損害に係る原告ら主張に理由がないこと

原告らは、「財産的損害」のうち「家財購入費用」「(3) その他」として、離れて暮らす原告11に対するプレゼントとして財布を購入したと主張するが、原告らの上記主張であれ、「プレゼントというよりは、正直、勢いなどところもあった」との原告10-1の供述であれ、購入した財布が本件事故のために使用できなくなったことによる代替物でないことを自認するものである以上、同事故により生じた財産的損害を構成するものではない。また、原告らが平成23年12月2日に7706円で購入したと主張するおもちゃは、本件事故から約9か月も経過した後に購入されたものであることに照らすと、本件事故がなくても購入した可能性が高いと考えられることから、その費用は本件事故と条件関係がないというべきであるし、同月25日に3万9329円で購入したと主張するベビーカーについては、子供をできるだけ地面から離れた位置において放射線の影響を軽減するべく購入したと供述しているが、当時生活していた東京の放射線量が高いといえないことは明らかであるし、友人から譲り受けたベビーカーが古くなったとか、あまりにも幼児用のもので使いづらかったという方が自然であり、本人は否定したものの、原告10-2が1歳半になった頃に新生児用のベビーカーの方が使いやすいとして買い替えた、あるいは、ちょうど流行していたバギータイプの海外ブランドのベビーカーを購入したとしても不自然ではなく、これらが契機となっているとすれば、本件事故と相当因果関係のある損害とはいえない。

また、原告らは、「財産的損害」のうち「家財購入費用」及び「衣料品」において平成23年3月から平成24年11月までの約1年8か月もの間の衣類購入費用を損害額に計上して主張しているようであるが、原告10-2は本件事故当時まだ生後11か月であって同事故がなくとも成長とともに新しい衣類が必要となるものであることや、本件事故後一定期間経過後は、原告11から衣類を送付してもらうことが可能であったことなども考慮すると、原告らが主張する上記衣類購入費のうち、遅くとも本件事故から半年経過した平成23年9月以降のものについては、本件事故との相当因果関係があるとはいえない。

さらに、原告10-1は、本件事故による避難の影響で生じた精神的不調の症状を改善するために、「転地療養」を行ったとして、h q、沖繩、大分、北海道、h s、h rで行われた保養プログラムのへ参加費用を「転地療養費用」として請求している。しかしながら、原告10-1の精神的不調は、前記(1)のとおり、本件事故による避難生活を原因として生じたものではないと考えられるから、その精神的不調の症状を改善するための転地療養の費用は、本件事故と相当因果関係のある損害とはいえないというべきである。その点をおくとしても、原告10-1が参加したh rの保養プログラムは、「福島キッズプロジェクト」という表題からも明らかなように、子供の保養プログラムであって、大人の精神的不調を改善するためのプログラムではなかったことがうかがわれる。原告10-1が、そのような費用も転地療養費用に含めていることに照らすと、原告10-1が請求する転地療養費用は、原告10-1の精神的不調とは関係のない費用が含まれていることが疑われるのであって、本件事故と相当因果関係がある損害の立証には成功していないというべきである。

第9 世帯番号12番の世帯

1 被告東電の主張の援用

被告東電の主張を援用する。

2 被告国の補充主張

(1) 本件事故と原告ら主張の損害との間に相当因果関係がないこと

原告らは、原告12-1らが本件事故により避難を余儀なくされ損害を被ったと主張するようである。しかしながら、原告12-1らは、平成23年3月11日の本件震災によってb1市内の自宅が全壊したために同月17日まで同市内の友人宅に身を寄せていたところ、b1市内に係る屋内退避指示を認識したことで初めて茨城県i b市内への移動を開始していることからすると、自宅を離れたこと自体は、地震による自宅の損壊によるものであって、本件事故とは関係がないことは明らかであるし、i b市内への上記移動は、同原告の「何を信じていいかと言ったら、自分だけなので、自分の気持ちをしっかり持って避難しました」との供述のとおり、放射能に対する漠たる不安を理由とするにすぎないものである。したがって、平成23年3月17日以降の茨城県i b市内への移動は本件事故を原因とする避難ではないから、同事故と上記移動後に生じたとする損害との間に相当因果関係は存在しない。

(2) 原告らが主張する事情は慰謝料を基礎づけるものではないこと

原告らは、原告12-1ないし3の全員について、福島県内で生まれ育ち、人間関係を形成してきたことを前提に、それを精神的損害の一要素として主張する。しかしながら、原告12-3は平成22年(以下略)生まれであり、本件事故の時点で満一歳にも達しておらず、福島県内における生活が定着していたとも、福島県内において人間関係を築けるようになっていたとも、いうことはできないのであって、慰謝料の算定においてこの点は留意される必要がある。

また、原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、原告12-1が「自ら立ち上げ、難しい注文にも可能な限り応えていくことで信頼を得てきた工務店を廃業せざるを得なかったことも大変苦痛を伴う出来事であった」などと主張する。しかしながら、b1市内では本件震災後の復興事業で建築業等の需要が高まっている事実が報道されているのであって、仕事量がむしろ増加する見通しも示されていたのであって、原告12-1自身も、本件事故後にいわゆる復興事業として、工務店の仕事があ

る程度見込めることを全く考えていなかったわけではないようであるし、また、東京でも少し経験を経れば工務店の仕事をすることもできなくはないとの感触を抱いていることからすれば、工務店を開く場所をどこにするかどうかという問題があるにせよ、少なくとも同事故後も工務店を続けるという選択をすること自体に支障はなかったといえる。そうであるにもかかわらず、同原告は自ら廃業を決断したのであるから、かかる決断に伴う苦痛は本件事故と相当因果関係のある損害を構成するものではない。

さらに、原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、原告12-1に原因不明の疼痛、胃腸炎及び腸閉塞が、原告12-2に原因不明の難聴、流産、甲状腺結節、頭蓋内腫瘍が、原告12-3に突然の大量の鼻血、甲状腺刺激ホルモンの異常値等が生じたことにつき、避難生活の中でのストレスを原因とした体調不良があると主張するようである。しかしながら、原告12-1の疼痛や原告12-2の脳蓋内腫瘍の原因が不明であることは原告らも上記主張において自認するとおりであるほか、原告12-3の大量の鼻血の原因についても医師からは説明はなく経過観察となったにすぎず、これら体調不良の原因が避難生活のストレスであったことを認めるに足りる証拠はない。そして、原告らが上記主張するその余の体調不良もまた、その原因が避難生活のストレスであったことを認めるに足りる証拠はない。したがって、上記各症状に伴う精神的苦痛は、本件事故と相当因果関係のある損害を構成しない。

また、原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「被ばくへの不安」を挙げ、「原告ら家族は、避難後も放射線に対する恐怖にさらされている」と主張するが、原告12-2及び3に対して実施された放射線被ばくに関するホールボディカウンター検査の結果は、健康に影響がある数値は出ていなかったものと認められることからすると、原告12-2の難聴や原告番号12-3の鼻血の原因が放射線であるとは考えにくいし、避難後の生活での生活において被ばく線量が高いはずがなく、それにもかかわらず、原告らが「被ばくへの不安」を感じているとすれば、それは、あらゆる事象を放射線に恣意的に結びつけたためなのであって、原告らの不安は、客観的な数値等の根拠のない、主観的な不安感にすぎないといえるから、本件事故と相当因果関係のある損害を構成するものではない。

第10 世帯番号13番の世帯

1 被告東電の主張の援用

被告東電の主張を援用する。

2 被告国の補充主張

原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「転々とした避難」、「ieでの避難所生活」「gaでの避難所生活」、「ihでの避難所生活」を挙げ、原告13-1らはホテルや避難所を転々とする不安定な生活を強いられ、ieでは少なくとも7万円以上の出費をしたこと、旧gaホテルでは提供された食事のメニューが単調であったこと、ihでは生活にプライバシーがなく備品に関する張り紙を貼り付けられたことなどを主張する。しかしながら、これらの原告らの上記不便や不都合はいずれも、本件震災後の緊急事態下でみなし仮設住宅が完成するまでの短期間の避難生活においてははやむを得ない制約といわざるを得ず、仮にこれらにより原告13-1ないし4に精神的苦痛が生じたとしても法的保護に値するものではない。そもそも、原告らの上記主張は、いずれも避難先となったie、旧gaホテル及びihそのものの問題であって、被告国の国家賠償責任により填補されるべき損害ではない。

原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「原告らの体調の悪化」を挙げ、原告13-1が高カリウム血症を発症したことのほか、原告13-3及び4がいずれも精神的に不安定になっていることなどを主張する。しかしながら、まず、原告13-1に生じたという高カリウム血症については、その原因として肝機能や腎機能の機能不全等が考えられるところ、これらの機能不全の原因の1つがストレスであるという医学的知見が一般的に確立されているわけではなく、同原告を診断したという医師も「下肢麻痺はストレスからくるものだと思います」という程度の説明をするにとどまり、発症原因等が明記された診断書も存在していないのであるから、これが本件事故と相当因果関係のある損害を構成するものとは認められない。また、原告13-3及び4の精神的な不安定さは、原告13-2が「これは避難生活が関わっていると思います。」「避難生活のストレスの影響が大きいのだと思います。」と供述するように、同原告の推測によるものにすぎないのであるから、原告13-3及び4に生じたという精神的な不安定さは本件事故と相当因果関係のある損害を構成するものとは認められない。

第11 世帯番号14番の世帯

1 被告東電の主張の援用

被告東電の主張を援用する。

2 被告国の補充主張

原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、「避難生活を余儀なくされていること」を挙げ、原告14-1が「住んでいた福島県bm市は、政府による避難指示区域ではないものの、いわゆるホットスポットと呼ばれる放射線量の高い場所が多くある」ことなどを理由として、同原告らが福島県内で生活することには不安があると主張する。しかしながら、原告14-1やその夫は、福島県bm市の自宅やその周辺の放射線量を直接測定したことはなく、bm市や厚生労働省が発信している放射線量等に係る情報を何ら把握していないのであるから、上記不安は情報入手することもせず一方的に募らせた根拠を伴わないものといわざるを得ない。そのうえ、原告14-1の夫は、本件事故後から現在に至るまで上記自宅に居住を続けており、月に1ないし2回は子供達と遊んでいるのであるから、「まだ幼い(中略)子ども達を連れて帰ることはできない」などという不安感は、そもそも原告14-1の個人的な主観でしかなく、本件事故と相当因果関係のある損害を構成するものとは認められない。

また、原告らは、慰謝料を基礎づける事情として、原告14-1の「避難生活による体調の悪化」を挙げる。しかしながら、原告らが指摘する体調の悪化の例のうち、まず、ih本店にいた頃に原告14-1の顔が真っ赤にはれ上がったことについては、原告ら自身が「直接的な原因は不明と診断された」と自認するとおりである。また、同原告が平成25年1月に罹患したという丹毒については、そもそも丹毒は皮膚などの身体表面に住み着いた連鎖球菌などの細菌が皮膚の切り傷や炎症部分などから皮膚内に侵入することによって発症するのが一般的な機序であり、原告14-1を診断した医師も「原因は不明です」と述べたというのであるから、同原告の丹毒への罹患と本件事故に起因した避難生活との関係は不明というほかない。さらに、原告らは原告14-1がぎっくり腰を患ったのは「同人1人で幼い子ども2人を抱っこしたりおぶったりしていたため、腰を悪くしてしま」ったことに起因するかのよう主張をするが、実際には、ぎっくり腰になった状況について同原告は「仕事で重いものを持ったときです。」と供述したから、同原告のぎっくり腰と本件事故に起因した避難生活との関係は何ら存在しない。以上によれば、原告らが指摘するいずれの健康悪化も、上記事故と相当因果関係のある損害を構成するものとは